令和８年度第１回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

令和８年度第１回小金井市緑地保全対策審議会会議録

１　開催日　令和８年８月１９日（水）

２　時　間　午後２時から午後４時まで

３　場　所　メタウォーターサステナブルパークこがねい

４　議　事　（１）　令和８年度保全緑地の指定及び解除について

（２）　保全緑地制度の見直しについて

５　報　告　（１）　令和７年度みどりの基本計画実施計画について

６　出席者　（１）　委員

会　長　小木曽　裕

副会長　犀川　政稔

委　員　松嶋　あおい

委　員　小谷　俊哉

委　員　関　悦子

委　員　田村　恵子

委　員　馬場　龍彦

委　員　箕輪　裕美子

委　員　森　一浩

（２）　事務局

環境部長　　今井　哲也

環境政策課長　小林　勢

環境政策課緑と公園係長　郡司　和昌

（３）　委託事業者

株式会社双葉苑

７　傍聴者　２名

令和８年度第１回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曽会長　　令和８年度第１回小金井市緑地保全対策審議会を開会します。本日の会の成立について御報告をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局の郡司と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況について御報告させていただきます。

現時点で、１０名の委員のうち、９名の委員の方に御出席をいただいております。したがいまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第１１条により、半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

以上でございます。

小木曽会長　　ありがとうございます。

では次に、環境部長より御挨拶をお願いいたします。

環境部長　　皆様、こんにちは。小金井市環境部長の今井と申します。よろしくお願いいたします。

令和８年度第１回小金井市緑地保全対策審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また暑さ厳しい折、御出席を賜り、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

本市は住宅都市として発展を続ける一方で、緑は減少傾向にございます。しかしながら、国分寺崖線や野川、玉川上水に代表される水と緑の環境、さらには小金井公園や野川公園など、豊かな自然が今なお残されております。これらの貴重な財産を、市民の皆様の御協力の下で守り、育て、次世代へ引き継いでいくことが、良好で快適な環境の維持と持続可能なまちづくりに不可欠であると考えております。

また、昨年度末には小金井市みどりの基本計画の中間見直しを行いまして、今年度からは見直し後の実施計画に基づいた各種施策を推進してまいりたいと考えています。市では、緑の保全や創出をはじめとする様々な課題に全部で取り組み、緑あふれる環境に優しい小金井の実現を目指してまいります。

委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよ

うお願い申し上げますとともに、本日の審議会においても、忌憚のない御意見をいただければ幸いと考えてございます。

簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

小木曽会長　ありがとうございました。

では続きまして、次第の２、事務局紹介として、事務局より、事務局の紹介と配付資料の確認及び事務連絡をお願いいたします。

緑と公園係　事務局でございます。改めまして、事務局を務めさせていただいております環境政策課緑と公園係の郡司と申します。よろしくお願いいたします。

また、本日は、保全緑地を調査いただきました委託事業者の双葉苑さんも御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

委託事業者　よろしくお願いします。

緑と公園係長　次に配付資料の確認でございます。

次第の下段、こちら画面にも一応映しておりますけれども、配布資料というところがございますので御覧ください。資料１から資料７までと、あと、当日参考資料として１点の計８点、それと次第には載せていないんですけれども、緑地保全対策審議会の開催通知、あと諮問書の写し、追加資料１点、総括表補足資料として１点を含め、計１２点ございます。もし過不足等ございましたら、お申し出いただければお持ちいたします。

また、本審議会に関連する市の例規や関係計画も、閲覧用として冊子を参考に置かせていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。

なお、本日は議事録作成のため、音声を録音させていただいております。恐れ入りますが、御発言をされる際は、先にお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

小木曽会長　では、会長の小木曽ですが、次に進めさせていただきます。

事務局より事務局紹介と配付資料の確認、事務連絡が終わりましたが、今の内容で、資料がないとか、何か御不明な点はございますでしょうか。大丈夫ですか。

特になければ、次第の３、委員紹介につきまして、事務局より説明を

お願いいたします。

緑と公園係長　事務局でございます。

資料１の緑地保全対策審議会委員名簿を御覧いただければと思います。委員名簿４番の井口哲男様に、新たに委員に御就任いただいております。井口様は、東京都多摩環境事務所自然環境課長で、学識経験者として御就任いただいております。

御案内は以上でございます。

小木曽会長　それでは、次第の４、議事（１）「令和８年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）」を議題といたします。本案件は、諮問としてお受けすることといたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局でございます。

それでは、本日、机上に配付させていただきました諮問書のとおり、市長より本審議会に対しまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例第１４条第２項に基づき、令和８年度保全緑地の指定及び解除についての諮問をお願いするものでございます。本日の諮問に対する審議会の答申を会長よりしていただく流れとなりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

小木曽会長　ただいま、小金井市長から本審議会への諮問がありました。

それでは、令和８年度保全緑地の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局でございます。

令和８年度保全緑地の指定及び解除について御説明いたします。資料２を御覧ください。

まず、保全緑地制度は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく制度でございまして、市内の市民の方が所有する緑地保全及び緑化推進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的としております。

保全緑地は、環境緑地、公共緑地、保存生け垣、保存樹木に区分いたしまして、それぞれ一定の基準に基づき指定しております。一度指定したものにつきましては、５年ごとに更新が必要となりまして、本審議会では、更新する保全緑地と新たに指定する保全緑地、また、所有者の意向により解除した緑地につきまして、御審議をお願いするものでござい

ます。

それでは、こちら資料２の１ページを御覧ください。本日諮問させていただく環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の数量をまとめたものです。それぞれ申請件数と指定件数を載せております。詳細につきましては後ほど御説明いたします。

続いて２ページを御覧ください。こちらは令和８年度保全緑地総括表となっておりまして、令和３年度に指定したものから令和８年度に指定するものまで、各年度ごとに指定した数量を記載しております。

保全緑地の更新頻度は５年ごととなりますので、令和３年度に指定した保全緑地というのは、５年後であるこの令和８年度が更新する年度となります。令和３年度に指定したものから年度ごとに表示していまして、令和８年度に指定するものまで、それぞれの保全緑地の指定数量が分かるように記載しております。

なお、令和３年度に指定したものが、５年後の今年度に全て更新というわけではなく、途中で解除申請があったり、未申請のものもあるため、５年前と数量に差異がございます。

総括表ですが、先週の金曜日に事前説明会をさせて際に小谷委員より、項目名を何年度指定と修正してみたらどうかというアドバイスいただきましたので、修正しています。

それでは、各保全緑地につきまして、今年度に指定申請のありましたものを個別に御紹介いたします。

まず環境緑地でございます。まずお手元のこの資料２の３ページ目の４番、令和８年度保全緑地指定等一覧の環境緑地を御覧ください。

環境緑地ですけれども、環境緑地の指定基準につきましては、令和４年度に面積要件を５００平方メートルから緩和いたしまして、保全されることが確約される樹木の集団で、その集団の存する土地の面積がおおむね３００平方メートル以上で、面的なつながりのあることというふうに緩和をいたしております。

それで、今年度新規に申請があったものが１件ございます。こちらに映しておりますけれども。ちなみに新規は１件ですけれども、今年度更新になる、つまり、５年前に更新した環境緑地の更新対象というものは、今年はございません。この新規１件のみでございます。

場所は中町一丁目で、対象の地積は４４０．４７平方メートルです。

はけの森美術館のすぐ北側で、この左下の写真で薬師通りってあると思うんですが、そこの北側が対象地ですけれども、南側ははけの森美術館の美術の森緑地のところです。美術の森緑地の北側の道路の向かい側と言えばよろしいでしょうか、そちらに対象地はございます。

建物と構造物等がございますが、それらは環境緑地の範囲から除外しております。この場所としましては、国分寺崖線区域内でございます。

この土地全体としましては、公簿地積は５６５．８１平方メートルございます。建物登記では、１階の建物が１０１．９６平方メートルとございます。そのほかに物置ですとか構造物がございますので、それらを差引きすると、４４０．４７平方メートルとなります。

では続きまして、保存樹木の御説明をさせていただきます。お手元の資料は４ページ、資料２の４ページ、保存樹木（樹木別一覧）というものを御覧いただければと思います。

それでは、保存樹木の御説明をさせていただきます。保存樹木には指定基準というものがございまして、地上１．５メートル以上の高さにおける幹周りが１メートル以上、または樹木の高さが１０メートル以上となっております。今年度は更新が２件と新規が４件ございまして、合計６件で、本数としましては１２本の申請がございました。

資料２の４ページ目の整理番号１－１から２－２の更新のほうについて、写真を御紹介させていただきます。

まず、整理番号１－１、こちらがヒノキでございます。

続いてこちらが整理番号１－２のヒノキです。

こちらは整理番号２－１のヒノキです。

こちらは整理番号２－２のヒノキです。

ここからが新規で申請があったもののスライドでございます。こちらは整理番号３－１のサワラでございます。

こちらは３－２のムクノキですね。

続きまして、こちらは整理番号４－１のケヤキです。

整理番号４－２のこちらもケヤキです。

あと、整理番号５－１のこれはセンダンです。

５－２のこちらはエノキです。

５－３、こちらもエノキです。

あと、整理番号６－１のケヤキです。

保存樹木のスライドは以上でございます。

次に、保存生け垣について御説明をさせていただきます。お手元の資料の５ページ、保存生け垣も併せて御覧いただければと思います。それでは、保存生け垣の御説明をさせていただきます。

今年度は更新が８件と新規が２件の計１０件ございまして、長さとしましましては、４２２．９５メートルの申請がございました。保存生け垣につきましては、指定の基準というものは、資料２の５ページの上のほうに書いてございます。

また、こちらもスライドにて御紹介させていただきます。こちらは整理番号１番のヒイラギモクセイでございます。指定番号１番は追加分というものがございまして、こちらは元から登録があった分ですが、これに加えて、同じところで追加分というものがございまして、これは一番南側を追加して、こちらはアラカシを追加しているんですけれども、また、１個北側のところにも黄色く線があるんですが、こちらにあるヒイラギモクセイも追加しております。それと、この３つ目、追加はこれが最後ですけれども、建物の西側に黄色い縦のところがあると思いますが、こちらはサザンカを追加しております。

続きまして、整理番号２番、こちらは更新分ですけれども、ヒイラギモクセイでございます。

あと、こちら、整理番号３のレッドロビンでございます。

こちらは整理番号４番の、こちらはいろいろあるんですけれども、マサキ、ネズミモチ、イヌツゲ、ヤツデ、ヤブツバキ、ゲッケイジュほかございます。

こちらは整理番号５番のヒサカキとベニカナメモチでございます。

続きまして、こちらは指定番号６番のレッドロビンでございます。

こちらは指定番号７番のヒイラギ、マサキ、ベニカナメモチでございます。

こちらは指定番号８のヒイラギモクセイでございます。

こちらは新規ですが、指定番号９番のマサキでございます。こちらは下の写真を見ていただくと、建物が新しいのが分かると思うんですが、

上の航空写真はちょっとまだ古くて、ちょっと航空写真とは違うんですが、場所としては黄色いところにございます。

あと、新規ですが、指定番号１０番のキンモクセイ、ヒイラギモクセイでございます。こちらは国分寺に近いほうにありますマンションですけれども、右上にマンションの航空写真がございまして、外周部と真ん中辺に多くのものがあります。マンションで多くのところを新規で申請いただきました。

続いて、資料２の６ページの保全緑地の解除の届出の一覧でございます。こちら、スクリーンにも映しておりますけれども、解除件数としましては、環境緑地が１件と保存樹木が１０件、本数としては１８本、保存生け垣が８件で、メートルとしましては１６０．１５メートルとなっております。

保存樹木、保存生け垣の解除理由としましては、右のほうの備考というところに載っております。解除申請する際には、こちらとしても状況を伺って、何か残せないかといったものも一緒に考えさせてもらっているんですけれども、残念ながら解除に至ってしまったものの一覧となります。

最後、資料２の７ページ以降にこちらのグラフを載せております。環境緑地、保存樹木、保存生け垣の年度ごとの推移をグラフにしたものです。こちらは環境緑地、こちらが保存樹木の本数の推移、一番右が今年度です。生け垣も、こちらが保存生け垣で、一番右側が今年度でございます。

以上で資料２の説明を終わらせていただきます。

小木曽会長　説明が終わりました。では、ただいまの説明で何か御質問等ありますか。

犀川委員　質問がありますけど、その前に。ちょっと遅刻しましてどうもすみません。

質問なんですけれども、５ページの１－１というところに、樹種に４つ名前があって、その中ではヒイラギモクセイがダブって入っているんです。

小木曽会長　１番目と３番目。

犀川委員　５ページの表の一番上に入っていて、これは私が考えるに、片方はヒ

イラギだと思うんですよ。

緑と公園係長　大変申し訳ございません。

犀川委員　　そうじゃないですか。ヒイラギとヒイラギモクセイがそこにあって、両方ともヒイラギモクセイになったのではないの。どうでしょう。同じような種類なんですか。

松嶋委員　　ヒイラギモクセイが２回。

犀川委員　　２つ出ていますね。

緑と公園係長　ヒイラギモクセイが、すみません、この梶野町三丁目の物件でいくと、ここはもともと既存で登録があったところで、これはヒイラギモクセイなんですけれども、追加としてアラカシも追加になり、またここの別のところのヒイラギモクセイも追加になったので、このような載せ方になってしまったんですが、樹種としては同じものですけど、別々の場所にございます。

犀川委員　　よくないです。片方削らないと。

緑と公園係長　確かに。おっしゃるとおりです。

小木曽会長　　追加と既存の更新で一緒になっちゃった。

犀川委員　　そんなこと言ったら、ほかのところを見たら、そういうのはいっぱいある。

小木曽会長　　では、そういうことで。

ほかにありますか。

田村委員　　いいでしょうか。田村です。同じ物件の話なんですけれども、最初に指定されたときが……。

緑と公園係長　３１メートル。

田村委員　　３１メートルだったのが、追加のほうが多いんですよね。

緑と公園係　　そうですね。

田村委員　　それはどういうことなんですか。

緑と公園係長　事務局でございます。

今までも私たちのほうからもっと働きかけを強くしていれば、もっと前から登録いただけていたのかなと思うんですけれども、今回こちらも登録できるということで地権者の方もお気づきになり、登録しようということで登録いただいたという流れでございます。

田村委員　　分かりました。ありがとうございました。

小木曽会長　　よろしいですか。

ほかに。どうぞ。

関委員　　関です。

３ページ目の環境緑地の新規のものですけれども、美術館の北側ということで、建物の分を引いてしている面積ということになったんですけれども、これだけにかかわらず、こういうふうに建物が入っているものでも指定緑地になるのでしょうか。それで建物に人が住んでいても住んでいなくても、環境緑地というふうになるのでしょうか。

小木曽会長　　では、事務局、お願いします。

環境政策課長　事務局の小林です。

居住の有無というのは特段指定要件にはなっていませんので、建物があったところも、今までも指定させていただいていますので、指定要件に引っかかるものではございません。

関委員　　そうしましたら、普通のおうちの大きなお庭でもいいということなんですね。

環境政策課長　先ほどもちょっと説明させていただいているのですけど、指定要件として、３００平米以上の樹木の集団であれば指定の要件を満たす形になりますので、樹木の集団があるお庭であれば対象になるというふうに御理解いただければと思います。

関委員　　ありがとうございました。

小木曽会長　　何か心当たりがありますか。

関委員　　いえいえ。そういうことでは。ちょっと声がけでもしてみてもいいかなと。

小木曽会長　　そうですか。ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにございますか。どうぞ。

森委員　　市民委員の森でございます。今年もよろしくお願いいたします。まず、諮問の扱いだとか議題がどうかというところも補足資料を頂いてありがとうございます。

ちょっとやっぱり、郡司さんに御説明いただいた２ページ目のこの総括表が見づらくて、よく分からなくて大変恐縮なのですけど。

こちら、手元のスマホで去年の資料を見ながら拝見していたのですけど、去年はこの令和６年度指定面積が４０，４８２．４９となっていて、

今日、今の手元の資料だと、それが恐らく令和７年度指定面積４０，４８２．４９という数字があるのですけど、この令和８年度の更新面積がゼロというのは、更新対象がそもそもないのか、更新の申請があったものが何かゼロなのか、その辺見方がちょっと分からなくて。

この４０，４８２の中の４４０じゃないですけど、更新対象がなくてゼロに減っちゃったのかとか、そんなふうに何か誤解しちゃうので、見方をもう少しだけ、すみません、もう一回教えていただけると。

緑と公園係長　事務局でございます。

令和８年度指定のところの更新面積がゼロ、ここだと思うんですけれども、この環境緑地に限らずなんですが、この保全緑地というのは５年ごどに更新になりまして、この令和８年度の縦のところは更新がなく、更新対象の環境緑地がないということです。

森委員　　それは令和３年度の指定がゼロだったんですか。

緑と公園係長　おっしゃる通りです。令和３年後に指定したものが、５年後の今回、更新になるわけですが、ここの令和３年度というグループといいましょうか塊、令和３年度チームの中では誰も更新がなかった。５年後にまた更新になるわけですけど、もともとこの令和３年度更新＝令和８年度更新というチーム、塊に更新の対象がなかったので、５年後も更新がない。

ですので、来年も同じことが言えるのですけど、この令和４年度という塊はゼロなので、５年後の令和９年度も更新面積はゼロとなり、再来年になると、令和５年度の９５２が令和１０年度のところに、こう来るということです。

森委員　　そういうことですね。

緑と公園係長　ただ多少、環境緑地を残念ながらやめてしまうケースもゼロじゃないので、２年後、必ずこの９５２が更新になるかというと、そこは今は何とも言えないですが、考え方としてはそういう流れです。

森委員　　ありがとうございます。よく分かりました。

続いての質問になって恐縮ですけど、こちらが諮問にかかるということなので、これが市長に答申がされるという形になるんでしょうか。なので、この場の議論としては、多分御説明いただいたこの緑地面積がこうなりますとか、保存樹木が何本になりますとかという内容を更新されるということでいいですか。

緑と公園係長　そのとおりです。

森委員　　分かりました。ありがとうございます。

そうするとやっぱり去年も同じことを言った気がしますけど、緑地面積だけがどんどん減っていっているのが、すごく市民的には駄目だと思いつつ、ただ、私も今、貫井北町の５丁目に住んでいるのですが、やっぱり古くからいらっしゃる地主さんとか結構いらっしゃいますけど、大体皆さん多分遺産相続とかで宅地化されていって、恐らく生産緑地とか保存緑地を減らしちゃっているんだろうなと思うと、ちょっと皆さんの範疇を逸脱しちゃうかもしれませんけど、小金井市の都市政策、環境政策テーマはオーケーなんだけど、皆さんの環境政策的には恐らく環境緑地というのはベンチマークの一個だと思うので、どんどん面積が下がっちゃっている現状というのは、対策をどうお考えなのかなということは、市民感覚的にちょっと気になったので、もしお答えいただけるとうれしい。御回答いただけると幸いです。

小木曽会長　御質問ありがとうございます。

緑と公園係長　まずこの数字の話をちょっとさせていただくと、これが関係用地の面積推移ですけれども、一番右の４万５，６４０．６３というのが今回の環境緑地面積ですけれども、確かに前の年よりも５００平米ぐらい減っています。ただ、減った要因が、もともと環境緑地だった人が生産緑地にするということで、ざっと１，０００平方メートルくらい、環境緑地としては減っています。

けれども、先ほど美術の森緑地の北側のところは新規で入りますよと申し上げましたけど、それが４４０平米あるので、そうすると６００ぐらい。１，０００減るけど４００幾つ増えて、差引きで６００ぐらいの減少というふうに今なっています。なので、確かに環境緑地としては森委員のおっしゃるとおり、減っているのですけど、環境緑地から生産緑地になったので、広い意味での緑としては、その場所については、そこは維持できているのかなとは思います。

森委員　　ありがとうございます。その辺また全容は、市長さんなり、皆さん、ご存知だったらいいと思うのですが、小金井市のみどりを守るとかつくると言っているときに、答申されるのであれば、セットで答申すべきではないか、やっぱり今でも全容って分からないのではないか、と自分は

思っての質問でした。ありがとうございます。

小木曽会長　ありがとうございます。

松嶋委員　すみません。

小木曽会長　どうぞ。

松嶋委員　松嶋です。ちょっと御提案なのですけど、この３年度、４年度の、先ほどからチームとおっしゃっているところですが、例えば３年度をＡチームとかＢチームとかいうふうにして、例えば３年度が（Ａ）だとしたら、８年度のときにまた（Ａ）として、チーム名をつけないと、数字はどんどん変わっていってしまうので、５年ごとにＡチーム、Ｂチームというふうにしていったら分かりやすいのではないかなと、ちょっとこの間から思ったのですけど、それが何か不具合だったら申し訳ないんですが、チーム名をつけるといいのではないかなと思いました。

緑と公園係長　事務局でございます。御提案本当にありがとうございます。私も個人的に言うと見にくかったので、小谷委員からのこのアドバイスは本当にありがたかったですし、また、松嶋委員からのアドバイスも参考にさせていただいて、ちょっと何かみんなが分かりやすいようにしていけたらなというふうには思っております。ありがとうございます。

小木曽会長　ありがとうございます。私もこの委員長になってから、ずっと難しいなと思っています。皆さんだんだん慣れてきて、だんだん分かっていただけるのですけど、初めての方はまず分からないですよね。小谷委員のように年度とかを入れるとちょっと分かりやすくなるなど、いろいろあるので、ちょっと工夫してもらいたいと思います。

松嶋委員　Ａ年度とかＢ年度かという感じですけど、分かりやすいかなと。

Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの。

松嶋委員　Ｅの年度という形でやっていただくといいかもしれないと思いました。

小木曽会長　ありがとうございます。

では、一通りよろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。特にないようでしたら、市長から諮問のありました、この令和８年度保全緑地の指定及び解除について、諮問のとおり市長に答申することでよろしいでしょうか。

委員一同　はい。

小木曽会長　よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

私から一言。今年の写真は見やすかったです。色がついていた方がいいと思うところに、色がついていたのですが、もう少しはっきりさせると、写真がどの場所を載せているのかが、より分かりやすくなると思います。

小木曽会長　その部分が右側の下のところを指していると思いますが、生け垣の下のところに黄色を入れるとかすると、より分かりやすい。その一方で、さっきの集合住宅のところでは、いっぱい色がありすぎて何だか分からない。一目で分かるようになるといい。また、部屋とプロジェクターがいいのか、とても見やすいです。

緑と公園係長　新築ということだからでしょうか。

小木曽会長　とても見やすいです。これだけ離れていても。

小谷委員　すみません、それでいきますと、会場のレイアウトのことで要望があります。

確かにおっしゃるようになんですが、せっかく広くはあるのですけど、できるだけやっぱりスクリーンに近いところに机を片寄せて、特に傍聴されている方はもっと遠いので、スクリーンにもっと近く我々を寄せていただけるとありがたいなと思いました。あるいは可動式スクリーンがあれば、こちらに近づいて投影していただけると、写真などは見やすいかなと思います。

小木曽会長　ありがとうございました。

それでは、異議なしと認めまして、諮問のとおり市長へ答申することに決定いたしました。

ここで双葉苑のお二人には御退席いただきます。ありがとうございました。

委託事業者　ありがとうございました。

小木曽会長　次の次第に移ります。議事４の（２）「保全緑地制度の見直しについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局でございます。それでは、資料３、令和７年度小金井市みどりの基本計画実施計画の見直し、うち保全緑地制度に係る見直し一覧について御説明いたします。スクリーンをこちらにも投影しております。お手元、どちらか見やすいほうを御覧いただければと思います。

本資料は、みどりの基本計画実施計画の見直しの中でも、保全緑地制

度に関連する項目を整理したものでございます。

まず、一番上のみどりを守るという分野における国分寺崖線・野川のみどりの保全についてでございます。保全緑地制度については、この本審議会から、制度の認知度が十分ではないのではないかとか、あとは保全緑地制度の周知をもっと強化すべきではないかという御意見をいただいておりました。

これを踏まえまして、従来の市報やホームページやイベントでの周知に加えて、回覧板ですとか広報掲示板ですとか自治会の連絡会、そういったものも活用しながら、もっともっと制度の普及啓発に取り組むこととしております。

次に、民有地のみどりを守る取組の保全緑地制度の周知についてでございます。本審議会から、市が積極的に働きかけることで、保存樹木の指定数をさらに増やすことができるのではないかという御意見をいただいております。このため、見直し後は、事業者や市民の方へ保全緑地制度の情報発信に加えまして、市民や事業者の方に対する制度の御紹介、そういったより積極的な制度周知と活用促進を図ることとしております。

続いて、上から３つ目です。民有地のみどりを守る取組の保全緑地制度の要件見直しについてでございます。これまで指定要件の緩和により新規の指定が増加するという成果も見られました。

一方で、維持管理が困難となるケースで、保存樹木や保存生け垣が解除になってしまうという課題も生じております。さらに、市民に対するアンケート結果では、保全緑地制度や生け垣造成奨励金制度、こういったものの認知度が約３割にとどまっている、そういった結果も出てございます。

こうした状況を踏まえまして、今後は樹種もそうですし、維持管理状況など、単なる本数だけではなくて、質の観点も含めた制度要件を見直すとともに、奨励金以外の維持管理支援といいましょうか、そういった新たな施策についても検討していきたいと考えております。

最後に、みどりのまちなみを増やす取組における生け垣造成奨励金制度及び保存生け垣制度の要件見直しでございます。

こちらも制度の認知不足ですとか維持管理上の課題を踏まえまして、生け垣造成奨励金というのがありますが、それの造成した後に保全緑地

制度を登録してもらうような、そういった取組をもっと強化していくとともに、イベントで苗木を配布するなどして、普及啓発というものを進めてまいります。また、生け垣制度も同様ですけれども、質を踏まえた要件の見直しですとか維持管理に対する支援ですとか、そういったものもまた検討してまいりたいと思います。

以上が、資料３の令和７年度小金井市みどりの基本計画実施計画の見直し、うち保全緑地制度に係る見直し一覧の説明となります。

続きまして、資料４の説明に入らせていただきます。次に資料４、資料５も続けてまいります。

資料４はこちらです。保全緑地の所有者にアンケートを取った、この結果でございます。このアンケートは、保全緑地制度の今後の見直しに向けて、実際に制度を利用されている所有者の皆様に対して意見をいただいて、あと課題を把握することを目的として実施いたしました。

対象は、市内で保存樹木、保存生け垣、環境緑地を所有している方１８９名で、郵送により調査を実施いたしました。その結果、９３人の方、約半数の方から御回答いただきました。保存樹木の所有者が２５人、生け垣の所有者が６８人となってございます。

紙のほうで１ページと２ページです。まず、アンケート結果全体から見えてきた大きな傾向について御説明させていただきますが、保存樹木の所有者、保存生け垣所有者とも、基本的には現在の奨励金制度を評価するという御意見が一番多く見られました。その一方で、奨励金そのものではなくて、やっぱり剪定ですとか維持管理に関する支援が欲しいよという、そういったお声も多く見られました。

また、下のほうにあります、市が加入している賠償保険ですが、こちらは台風ですとかそういった自然災害による倒木は補償の対象外ですけれども、やっぱりこのまま保険に入っていてほしい、という意見が一番多く見られました。また、その一方で、やっぱり保険加入にメリットはないですとか、保険料を払うくらいだったらその分ほかのもの、維持管理とか剪定費に何か回してもらえないか、といった御意見も出ております。

３ページ目には、保存樹木の所有者からいただいた自由意見というのを載せさせていただいております。やっぱり剪定費用を補助してほしい

ですとか、あと、落ち葉の清掃費用をもらえないかですとか、あと、奨励金も２，０００円じゃちょっと足りないよとか、いろんな声があります。

続いて４ページと５ページが、生け垣所有者の方からの自由意見となってございます。

やっぱりこちらも剪定費に関する意見というのが３割ぐらいありまして、最も多いですけれども、その剪定費用もそうですが、例えば消毒費用とか薬剤を散布する助成があるといいですとか、そういった声もいただいていますし、あと、これも時代を反映しているのかもしれないですけれども、信頼できる剪定業者を紹介してほしいなんていう声もありました。

そのほか、申請手続をもっと簡素化してほしいとか、そういったいろいろなお声もいただいております。

こういうことからやっぱり、所有者の方というのは、奨励金だけでなく、実際の維持管理に関する支援というのを結構お求めなのかなということも分かっております。

今後は、このアンケート結果も踏まえまして、保全緑地の量というものも大切ですが、適切な維持管理と質の向上につながるような支援の在り方というものも検討していきたいと思います。

続きまして、資料５を御覧ください。保全緑地制度の見直し（案）というこちらでございます。こちらについて御説明させていただきます。

まず、１番の現行制度ですけれども、こちらは保存樹木については１本当たり年額２，０００円、生け垣については１メートル当たり年額３００円、環境緑地につきましては、国分寺崖線内を対象としておりまして、１平方メートル当たり年額２０円の奨励金を交付しております。また、保存樹木と環境緑地内の樹木につきましては、賠償責任保険にも入っております。

こちら、見直しの背景としまして、先ほど資料４で御説明したアンケート結果を基にしてございます。

３番の見直し内容（案）としましては、見直しの一つとして、（１）の現行奨励金の見直しというところですが、保存樹木につきましては、現在は年額２，０００円ですけれども、これを倍増で４，０００円に増額。

また、環境緑地につきましては、今は国分寺崖線内が対象ですけれども、それを国分寺崖線の内外といったところを除外して、国分寺崖線の外でも対象とし、また、単価につきましても、１平方メートル当たり２０円から４０円の増額を御提案したいと思います。

２ページ目、裏面ですけれども、見直し案の２つ目としましては、新規指定する保全緑地の質の確保としまして、東京都の外来種対策リストに掲載されている侵入・定着予防外来種につきましては、新たな指定対象としないこと明確、明文化したいと思います。

また、ブロック塀についたつる性植物というものの生け垣は、保存生け垣の対象外であるということも、しっかり明記していきたいと思います。

今回の見直し案は、この４番の根拠なんですけれども、近隣及び類似団体１１市の制度を参考としておりまして、保存樹木への助成は、近隣市を対象とすると平均で３，８８８円、環境緑地への助成は平均４８円となっておりまして、そこから今回の見直し案というものを定めた次第でございます。

この今申しました近隣及び類似団体の１１市の制度というものを一覧にしたものが、本日お手元にＡ３の横でお配りしておりますが、参考資料１、保全緑地制度近隣及び類似団体比較という資料でございます。こちらが実際に近隣の市に調査した結果でございます。

左のほうの上から２番目のところです。指定に伴う助成というところで、平均３，８８８円とありまして、横に見ていっていただくと、何々市、何々市とあり、やっていない市もあったり、様々なんですけれども、保存樹木に関しましては、１１市中８市が助成をしていて、平均すると３，８８８円となっていました。なので、見ていただくと分かると思いますが、小金井の２，０００円というのは一番低くなっているのが現状でございます。

なので、先ほど資料の説明の最後に、所有者の方が、奨励金だけじゃなくて維持管理の支援も求めているですとか、今後は量の確保だけじゃなくて、質も確保していきたいと私は申し上げたばかりですけれども、そこももちろん目指しますが、その前のまず本当の第一歩として、やっぱりこちらに載っているとおり、近隣の市や似ている市の平均の半分に

なっている、この肥培管理費、この助成額というのを、まずはみんなと同じくらいまで引き上げる、そこをまず最初にやっていきたいというふうに考えています。

その上で、さきほど言いました質の管理ですとか、そういった次のところに行きたいと思っていまして、まずは肥培管理費を平均程度に引き上げるところからと思って、今回の見直し案の御提案とさせていただきました。

今後は今日のこの審議会で御意見をいただきまして、また制度内容を整理いたしまして、１０月に第２回の審議会を予定しておりますが、そこで補助内容案と規則の改正案、そういったものをお示ししまして、その後、１１月に第３回のまた審議会を予定しておりますが、そこで最終案について御審議いただきたいと考えております。

少し長くなりましたが、資料３、４、５の説明は以上でございます。

小木曽会長　ありがとうございました。

非常にこれだけ倍増する提案は大変なことだと思いますが、そういうことで皆さんの御意見をいただきます。何か御質問等ありましたらよろしくお願いします。

犀川委員　犀川です。

小木曽会長　お願いします。

犀川委員　文言についてなんです。資料５の２ページ目の根拠というところに、「近隣及び類似団体の１１市に確認」とあります。この類似団体というのは、きっと誰が見ても分からないと思います。近隣というのは近くだなと分かるのですけど、類似というのは、何かがあって似ている団体という意味だと思いますが、ちょっと工夫して、分かりやすくしていただければと思います。

緑と公園係長　事務局でございます。御提案というか、御指摘のとおりでございます。ちょっと分かりにくくて申し訳ございません。類似団体というのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものがございまして、その中で決まっているもので、それに基づいてやっておりますが、確かにご指摘の通り、ぱっと聞いただけでは分かりにくいと思いますので、今後ちょっと分かりやすいようにお示ししたいと思います。申し訳ございません。

環境部長　　若干補足だけさせていただきますと、総務省の中で基準というのがあります。総務省は「人口」と「産業構造（就業人口の割合）」に基づいて全国の市町村をグループ分けしています。そこの中で区分されている一般市の「Ⅲ－１」というのが、小金井のカテゴリーになっています。その一般市「Ⅲ－１」に分類されている多摩地域の中の自治体を類似団体と、我々は指定させていただいて、比較の際に用いさせていただいているというところがあります。

今後ちょっとその辺り、この表の中で類似団体がどれとか、区分をつくった上で、もっと皆さんに分かりやすく、理解していただきやすいような資料の作成に努めてまいりますので、今後は留意させていただきます。

小木曽会長　　分かりました。よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

森委員　　じゃ、もう一度よろしいですか。

小木曽会長　　はい、どうぞ。

森委員　　すみません、市民委員の森でございます。

２つほどございまして、１つ目が確認ですけれども、資料５の賠償保険についてです。ちょっとやっぱり市民的にはあまりこの手の賠償保険はぱっとイメージが湧かないのですが、自然災害というのは対象外なんですか。

緑と公園係長　対象外です。

森委員　　勝手に樹木とかが折れて、下に通行人がいて怪我しちゃったみたいなケースは対象になるけど、今回よくあるゲリラ豪雨とか台風は対象外ということでしょうか。

緑と公園係長　おっしゃるとおりです。

森委員　　分かりました。確認だけです。ありがとうございます。

２点目は、ちょっとこれも市民的に一番気になったのは、環境政策的にはやっぱり現行の奨励金の見直しというのはすごく賛成だと思います。やっぱり御説明いただいたとおり、ほかの自治体と比べてもかなり割安ですし。金額の妥当性はちょっと正直分からないところはありますが、市民的に気になるのがこの財源です。この年間約３００万近く上がると思うのですが、単純に何か市民税とかが増えちゃうとなると困る方もで

てきますよね。当然緑をやっている方々に還元されるというのは、市民に還元されればいいのですけど、そのあたりが少し気になりまして。

環境政策課長　事務局の小林です。質問ありがとうございます。財源については、財政当局とも調整になるので、ここでこれが使えるという発言は現時点ではできないので、調整させていただきたいなと思います。

森委員　　分かりました。ありがとうございます。

小木曽会長　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

小谷委員　　はい。

小木曽会長　どうぞ。

小谷委員　　小谷です。今回市役所さんのほうで、私が多分２年ほど前の審議会で、いつこの制度がつくられたのかですとか、なぜ崖線だけ奨励金があるんですかとお尋ねしたことがあって、そういったこともあって、今回いろいろお調べいただいたり、アンケートとかをいただいて、こういう御検討いただいてありがとうございます。

実は６点ほどあるので、まずは質問からですね。まずこれは、小金井市緑地保全及び緑化推進条例というものに基づいていますから、緑地の保全というだけではなくて、緑化推進のため、増やしていくことのほうについても、検討を始める契機にできればと思います。

後ほど御案内で配らせていただきますが、私ども環境市民会議とかそういったところでこれから勉強会を開催する予定ですので、そういったところでございます。

それで御質問としたのは、この保全緑地は何のために保全をするのかというのを、改めてもっと強く打ち出していく必要があるのかなと思っています。あと、実は条例を見ますと、「市長は、緑地として保全することが必要な土地又は樹木の集団もしくは樹木について」云々、以下に掲げる区分により指定することができるとなっており、今、３種類掲げられています。

保全することが必要というだけではなくて、何のためにといったところで、例えば美観のためだとか、温暖化対策とか、歩行のときの緑陰をつくるとか、そういったこともあるので、もっとそれぞれに意味を持たせるとか、こういうためにやるんですよということで、皆さんが指定を

希望するとか、意識を高めるようなことができればなというふうに思っています。これは意見です。

そのためには、１つはまずは、生垣のほうについてお伺いします。ちょっと区切りながらしますね。生垣については延長距離等が表示されているんですが、箇所数で言うとどうなっているのでしょうか。

あわせて、保存樹木とか環境緑地とかだと、看板をつけたり、銘板を作ったりしますよね。でも、生け垣については多分表示されていないと思います。そういうところにも付くと、よりＰＲにもなっていいかなと思います。まずは箇所数でいくとどのぐらいでしょうか。ＰＲできる場所がどれだけあるのでしょうか。

小木曽会長　すみません、幾つか質問がたくさん出たので、整理させてもらいますが、６つとありましたが、今ので３つですか。

小谷委員　まだ途中です。そういうカウントの仕方だと、今ので１つになります。今ので１括りです。

小木曽会長　そうですか。では、今ので１回切らせてもらっていいですか。

小谷委員　はい。

環境政策課長　事務局、小林です。箇所数はすぐ出てこないので、ちょっと今調べますが、この時間にお答えできるかどうか難しいです。看板については、以前も審議会のほうで御意見いただいたことがあって、保存生垣の広報できるという観点で必要じゃないかということを御意見いただいていたところなのですが、なかなかつけ方にも課題があるなということで、見送ってきた経過がございます。

ただ、改めていただいた御意見ですので、また事務局の中で、どのようにそれができるのか、他市の事例も確認させていただいて、検討させていただければと考えています。

小谷委員　ありがとうございます。

次に、アンケート結果で、この保全樹木を一律に１本当たり幾らというのではなくて、規模だとか高さに応じた支援の単位や基準というものを設けたらいいのではないかというのが記載されていまして、確かにそうだなと思いました。もちろん先ほどの御説明では、剪定費用とかそういったものの支援については次のステップでとはおっしゃっていましたけれど、やっぱりそういったことも勘案して、規模に応じて支援の基準

というのもあってもいいのかなと。次ぐらいのときまでに御検討いただければなというのがございます。

小木曽会長　　それについてはどうでしょう、現段階で。

緑と公園係長　事務局でございます。まずはちょっと本当に他市と比べて低位になってしまっているので、奨励金を、他市並みにしたいというのがまず第一歩としてございます。ただ、小谷委員がおっしゃるとおり、その後は大きさ等の規模とかも含めて、やっぱり質の面で何か工夫をしていければとは思っております。

ちょっとまだ現段階では、では、これをこういうふうにと案をお示しするには至っていないですけれども、ベースアップというわけではありませんが、まず底上げをして、そこから次ということで、課題として認識はしておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

小木曽会長　　多くの人に質問していただきたいので、取りあえず２つで１回区切っていただいて、また何かありましたら、そこでお願いします。

小谷委員　　先ほど指定の更新とか解除といったところでは、伐採や、相続でなくなったりとかということはあると思いますが、これは樹冠被覆率の話についても、私は一、二年ほど前に、オーストラリアでは樹冠被覆率４０％を目指していますよというような情報提供をさせていただいたことがあります。

それとの関係で、伐採をする理由はそれぞれあるかもしれないですけど、伐採をしたらその代わりに植樹をするということの奨励、これについて検討していただけないかと思います。緑被率が減ったりとか、樹冠被覆率を本当はお尋ねしたいところではありますが。

小木曽会長　今の伐採の奨励の話と被覆率については提案として受け止めていいですか。市の見解が必要ですか？

小谷委員　　そうですね。今のは提案ということで、次回ぐらいに御検討したコメントなどいただけるとうれしいなというふうには思いますが。

小木曽会長　　ちょっと私も確認したい。伐採というのは、個人の方が木を切ったときに、それに対する植樹のための費用を補助金として出して、ということになるのでしょうか。

小谷委員　　補助金といったことですね。ないしはそれを奨励しますという。いきなり補助金というのが難しいならば、せめて理念ということで打ち出す

ことでもよいかと思います。私は昔、ブラジルのサンパウロに住んでいましたけど、１本抜くと、１本切ると２本植えろとか、そういうような制度があったりしました。そこは、いろんな意味での緑を守る、増やす、温暖化対策とかという意味もありますので、そういった考え方は緑の豊かな小金井を目指すならば、とても大事な観点だと思っております。

小木曽会長　ありがとうございます。私も実は樹木保存について、ドイツについて研究し、学会にも行って発表しています。ただこれはちょっと大変なことで、樹木が自分の持ち物であっても、ある大きさになったら切ってはいけないということなのです。もし個人で切るときにはそれだけのものの代替が必要となる。これは法律で決まっている中で行われているものます。

いろいろ事例はありますけれども、結構、実際は大変なことで、なかなか日本の自治体でもできていないところはありますが、宿題というか、で承ります。

犀川委員　今、小谷さんは、木を切ったら植えるという話をしたけど、木を下で切るだけじゃなく、植えるためには切り株を残してはいけない。それは大変なことです。生きて根が張っている間は、太いのは結構深くまでこういうふうに張っていますから。あれを何か大きな機械だけでがばっと取るようなのがあればいいが、そうでなければ同じところに簡単に植えることはできない。

今対象になっていない、木を切り倒すほどの太さの木のことを考えたことがあるんです。ちょっとした苗木じゃなくて、こういう木を切ったら、そこへ植える。例えば、ずっと何か桜の並木道があって、そこの桜を切って、そこに小さい桜をすぐ植えるかというと、植わっていないですよね。植えられないです。切った後の切り株は残っていますよね。ですからそこはブラジル・サンパウロと小金井は、そう簡単にはいかない。

お金をかければできます。市役所でそういうのはできないです。だからそういう太い木だったら、切ったら、大体切りっ放しでしようがないのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

小谷委員　いろんなケースがあるかと思います。それは考え方として、同じ場所とは限らないということもあろうかとも思います。本当に敷地が狭小になればなるほど、植えられる可能性の面積がどんどん減ってくるといっ

たところがあるかもしれませんので、私が昨年度あたりから申し上げているように、お隣さんと協調できるところは協調緑地とかというような考え方で、植えられるところに次植え直すとか、そういうようなこともあり得るのかと思います。

ちょっと今ここの中では、これればかりお話しすると多分長くなろうかと思うので、いろいろ検討して、今の犀川先生のお話も受け入れながら、じゃ、どういう形があるのかなというのも研究してみたいなと思いますし。

犀川委員　　樹齢を考えるとなかなか難しいことだと思います。

小谷委員　　ただ、難しいということで、すぐにここで取り下げますということにはならなくて、その可能性というのは現実的に探りたいなというふうに思いました。なので、私が今提唱しようとしたのが、保存と推進というために伐採ということがある。でもそれなら代わりに植樹ができるなら、その植樹についての支援をしませんか、ということを考えていきませんかというのが、この制度改正の観点の中で持てればなということでございます。一旦以上です。

小木曽会長　　取りあえず話として承りましたので、事務局で何かコメントできることがあればお願いします。

環境政策課長　事務局の小林です。制度をつくったところで、ご利用いただけないと、目的の達成ができませんので、実態に即した形で制度設計が必要だろうというふうに考えています。小金井市らしい制度の在り方というのはどういうものなのかというのを制度設計する上でも、他自治体の補助制度を参考としますが、現時点ではご提案の制度は把握していませんので、情報交換させていただきながら、研究させていただければなと思います。

小谷委員　　ぜひよろしくお願いします。一緒にやれればなと思います。

今日、参考の資料をお持ちしまして、それを配らせていただきたい。いいですか。これで勉強会をしますという。

小木曽会長　　何かお持ちですか。今配るのでしょうか。

小谷委員　　そうですね。今、環境政策課長が研究もしてみたい、情報交換しながら、とおっしゃったので、私どももこういう勉強会をしますので、その御案内というものです。ここに去年のように、何か具体的なものすごいことが書いてあるわけではございません。

小木曽会長　委員は突然資料を出すのではなく早めに申し出て、共有できるようにしてください。

小谷委員　すみません。では、すみませんが、こちらを左側にお回しいただいてよろしいですか。すみません。

環境学習会開催の御案内ということで、９月２０日に環境楽習館とオンラインで、小金井の緑陰について考えるということと、新たな農的活動の創出についてということと、中央線沿線の緑化、これは去年みどりの基本計画の見直し検討のところにございましたので、このことについて、環境市民会議、明日につなぐ緑の環境部会及びＮＰＯ法人グリーンネックレス主催で開催させていただきます。その検討を踏まえて、また次回にも、市役所さんに事前に御報告なり、させていただくとともに、もし皆さん、御関心のある方がいらっしゃいましたら、少しお顔を出していただければと思います。

ちなみに２番の新たな農的活動の創出については、逆に、その裏面に、東京都さんがこういう緑の一類型である農地、農的空間ということについて、宅地とかそういったところについて、創出活動の整備などをするということであれば補助が出ますよという情報がありました。これは昨年度の最後の委員会のときに私も情報提供させていただいたことの具体のチラシになりましたので、情報提供としてお知らせさせていただきます。緑化推進ということに役立つ話として。この財団さんの方も来られて、この御説明をしていただくということになります。

以上でございます。これは保全制度関連の見直しの関係の情報として御提供いたします。

小木曽会長　以上ですか。よろしいですか。

小谷委員　はい。

小木曽会長　では説明が終わりました。ただいまの説明で、資料３から５についてですけど、何か御質問等ありましたら。

ないようでしたら、次に進みたいと思います。

では次は、「令和７年度みどりの基本計画実施計画について」。事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係　事務局でございます。それでは、資料６、令和７年度みどりの基本計画実施計画の取組状況について御説明いたします。こちら、スクリーン

に映しております。Ａ３の横で、両面で３枚ですので計６ページです。

こちらは昨年度御審議いただきまして、見直しを行った実施計画というものは、令和８年度以降の５年間において使用させていただくものになりますので、今スクリーンに映している、今回のものというのは、前期５年間の最後の年となる令和７年度のものです。ですので、見直し前の実施計画を使用させていただいておりますので、この間みんなで考えたじゃないか、それが入っていないじゃないかというのは、ちょっとタイミングが違うものになりますので、そこは御了承いただければと思います。

この資料は、みどりの基本計画に基づく各施策において、令和７年度の取組状況と成果、課題及び今後の方向性を整理したものでございます。真ん中の取組状況のところにあります評価区分のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄというものがございまして、Ａが計画以上に実施できた、Ｂが計画どおりですとか、Ｃが未実施、Ｄが完了・廃止という評価になっております。

全体としましては、多くの事業が、御覧いただいて分かるとおりかと思いますが、Ｂ評価となっておりまして、おおむね計画どおりにできております。また、一部では市民協働や環境教育の分野で成果も見られております。

全部の項目の説明はちょっと時間の都合上難しいため、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、基本方針１のみどりを守るというところですけれども、まず国分寺崖線・野川のみどりを守るに関する取組です。国分寺崖線や野川周辺のみどりについては、保全緑地制度や国分寺崖線緑地保全地域などを活用しながら、保全に取り組みました。市報やホームページによる制度周知に加え、中間見直しを踏まえて、さらなる普及啓発の強化を進めてまいります。

また、滄浪泉園では、無料開放ですとか植物クエストなど、様々なイベントを実施しまして、市民の方が自然や生物多様性に親しむ機会などを創出しております。

続きまして、１ページの真ん中の辺りにあります、民有地のみどりを守るというところですけれども、保全緑地制度の周知を進めた結果、令和７年度、新たに保存生け垣が２件、６１．５メートル、保存樹木が４

件、合計１７７本の指定につながりました。制度改正による要件緩和や登録期間も長くして柔軟に対応する等、そういったものも一定の効果を上げているのかなと考えております。

続きまして、１ページ目の下のほうの農地を守るというところでございます。こちらは援農ボランティア事業ですとか市民農園の整備を継続いたしました。援農ボランティアでは、令和７年度に４人の方が認定されて、市民農園については市内７園、２８６区画で運営されております。

続きまして、２ページ目の玉川上水のみどりを守るというところでございます。玉川上水や小金井桜については、東京都や関係自治体と連携しながら保全を進めてまいりました。関野橋から梶野橋の間では、ヤマザクラ１５本を補植いたしまして、次世代の苗木育成についても都立農業高校等の関係団体と連携して進めております。

続きまして、２ページ目の真ん中の１８番以降に、基本方針２、みどりをつくるというところがございます。そちらについてです。魅力ある公園をつくるでは、このナンバー１８のところですけれども、公園整備としては三楽公園の整備工事が完了しました。今後は小長久保公園ですとか、東小金井駅北口で土地区画整理事業を行っておりまして、そこの中にも公園を整備いたします。そういった公園ですとか、あと、栗山公園のトイレの改修、そういったものを進めてまいります。

続いて、２ページ目の下のほうですけれども、ナンバー２２、２３です。公園管理というところですけれども、こちらでは樹木管理ガイドラインというものを策定いたしまして、高木化ですとか老木化への対応を進めております。また、防犯対策として、梶野公園に防犯カメラを４基設置しました。

続いて３ページ目でございます。市民とともに公園管理を行うというところがあります。環境美化サポーター制度を中心に取組を進めておりますが、意見交換会といったものを行ったり、他市の公園の視察などを行っています。環境美化サポーターとして活動していると、どうしても自分が担当している公園にのみ意識が向いてしまい。ほかの公園や、ほかの市といった横のつながりや情報といったものがなかなか入りにくいところがありますので、そういった横のつながりを深める、広めるという取組を行いました。

また、２６番ですけれども、花壇の植替えのイベントもやりまして、多くのお子さんですとか保護者の方に御参加いただいております。こういった取組というのは、将来のみどりの担い手の育成という観点や、あと、ボランティアはどうしても割と年齢が高めの方になってしまいがちですけど、こういうのをやることによって、若い人にもボランティアとかそういったものの意識醸成につながっていくものと考えております。今後はボランティアの養成講座など、技術力の向上等も図っていくとともに、指定管理者と連携して、もっと市民協働体制というものをよりよいものにしていきたいと考えております。

続きまして、３ページ目の真ん中から下の公共施設の緑をつくるというところになりますが、そこでは、４ページ目の一番上、３９番ですけれども、市内の小学校で自然観察ですとかビオトープを活用した学習というものを実施いたしまして、このハチドリプロジェクトという取組が評価され、この資料の中では唯一Ａ評価というものがついております。

続いて、４ページ目の中ほどですけれども、４２番、４３番のところです。生け垣造成奨励金制度の要件緩和ですとか、保存生け垣制度の登録期間の見直しなど、こういった周知を続けまして、市民の皆さんが使いしやすい制度運用に取り組んだほか、ブルーベリーとかオリーブの苗木の配布も行いまして、民有地の緑化というものを推進しております。

ただ、４６番ですけれども、こちらは中央線沿線に隣接する公的施設の緑化推進というものがありますが、ちょっとこちらは残念ながら新たな整備には至らず、今後は中央線沿線に限らず、みどりの軸に隣接する公共施設の緑化というものを推進してまいりたいと考えております。

続いて、５ページ目のナンバー５０番。上から２つ目の５０番から、基本方針の３、みんなで取り組むというところでございます。みどりについて知り、親しむというところがございまして、この５３番からですけれども、森林教育、環境フォーラム、フォトコンテストなど様々な啓発活動を実施しまして、市民の皆さんがみどりに触れる機会というものを提供しております。環境フォーラムでは、３日間で延べ１，８９２人の来場がありました。

その一方、５４番ですけれども市民の皆さんが実施したみどりに関する調査結果、そういったものを活用した情報提供というところは、ちょ

っと周知が至らず、こちらは未実施となりました。

５ページ目の下段から６ページ目にかけてですけれども、みどりに関する活動に取り組むというところがございます。５ページ目の下から２つ目の５８番ですけれども、栗山公園や梶野公園で親子参加型の花の植え替えイベント、こういったものを開催して、多くの親子連れの方に御参加いただきました。

６ページのナンバー６０番のところですけれども、環境美化サポーターへの道具の貸出しなど、こういった連携を深めながら、引き続き市民の皆様、市民参加型による公園づくりというものを進めています。

今後は、６１番にあるとおりですけれども、ボランティア活動はどうしてもやっぱり高年齢化していってしまうものですから、子育て世代ですとか若い人たちが参加しやすい親子参加型のイベントとか、そういったイベントだったり仕組みづくりといったものを進めながら、またボランティアの中の、ボランティア同士の連携ですとか、人材育成ですとか、そういったものも取り組んでいけたらと考えております。

資料６の御説明は以上でございます。

続きまして、資料７として、Ａ４の横で、小金井市みどりの基本計画の目標値の実績というものをお配りしております。スクリーンにも映しております。こちらは各年度末時点の数値を一覧にしたものでございます。

この中のトピックスとしましては、上から３つ目の環境美化サポーターというところが、昨年３８６人から４６０人と２割ぐらい増加しておりますが、こちらは浴恩館公園ですとか貫井けやき公園の美化サポーターの方が増えたという、この増員が大きな要因かと考えてございます。

また、その２つ下、こちらの保存樹木につきましては、昨年度の夏のこの審議会で御審議いただきましたとおり、新規の登録増により大幅に増えております。

資料７は以上でございます。

続いて、昨年度御審議いただいて、さきほど申しましたけれども、昨年度の終わりに見直しを行った、令和８年度からの後期５年間、向こう５年間の実施計画について、現時点での取組状況というものを御報告させていただきたいと思います。Ａ３横で、右上に追加資料１とあります、

小金井市みどりの基本計画実施計画の見直しへの取組状況というものを御覧いただければと思います。

スクリーンにも映しましたのでご確認ください。小金井市みどりの基本計画実施計画の見直しへの取組状況というものです。右上に追加資料１となっているこちらです。それでは、この追加資料１の小金井市みどりの基本計画実施計画の見直しへの取組状況について、かいつまんで御説明させていただければと思います。

まず、一番上ですね。みどりを守るという分野についてです。国分寺崖線や野川周辺のみどりの保全につきましては、保全緑地制度のさらなる周知について、今年度も引き続きですけれども、回覧板ですとか広報掲示板、自治会連絡会の活用について、準備、検討を進めていきます。

２番目、上から２つ目のナンバー２です。滄浪泉園では７月に湧水観察会というものを実施いたしました。また今後も９月と３月に自然観察会を開催していく予定でございます。

続きまして、上から３つ目のナンバー４です。公園管理につきましては、市ホームページで樹木管理の考え方も発信し、市民の皆さんへの理解促進を図ってまいります。

続いて、ナンバー５、このページで言うと下から３つ目です。市民団体やボランティアと連携というところになりますが、こちらは６月に環境美化サポーター意見交換会というものを開催いたしまして、意見交換や横の連携こういったものも図っております。

続いて、２ページ目、裏面の農地を守るという分野ですけれども、新たな取組として、営農が困難になった生産緑地の貸借促進を行っております。東京都農業会議ですとかＪＡさんと連携しながら制度周知を行い、農地の有効活用と保全につなげる取組を進めてまいります。

続いて、２ページ目の真ん中から下のところですけれども、みどりをつくるという分野です。魅力ある公園づくりというところでは、新規事業としまして、小金井みんなの公園プロジェクト「ｐｌａｙ　ｈｅｒｅ」を追加しております。この取組では、インクルーシブデザインの考え方を取り入れ、公園を拠点に、障害の有無にかかわらず、多様な人々が交流できる環境づくりというものを進めております。また、ビオトープ作りですとかインクルーシブ遊具の遊び体験等を通じて、公園を地域コミ

ュニティ形成の場として活用しております。こちらは左のほうで言うと、新２、ナンバー２４、そういったところで表しております。

続いてナンバー２３ですけれども、こちらでも公園管理については、樹木管理ガイドラインに基づき、安全性と生物多様性の両立を図りながら、適切な維持管理を実施しております。

続いて、２ページ目の一番下の４２番と４６番ですけれども、こちらはみどりのまちなみをつくるというところですが、こちらでは、生け垣造成奨励金制度ですとか保全緑地制度の見直しを進めております。また、中央線沿線を含むみどりの軸の緑化推進に向けて、関係機関と協議を進めていきたいと思います。

最後ですけれども、３ページ目です。みんなで取り組むという分野ですけれども、５０番、３ページ目の一番上です。環境学習の充実というところでは、森林教育事業ですとか地下水・湧水に関する講座などを実施し、将来のみどりの担い手となる子どもたちが自然に触れる機会というものを創出しております。

あと、５２番、みどりに関する情報発信の強化としまして、環境楽習館や市立公園等でのイベントですとか、公共施設へのチラシ配布、また、東京都と連携したみどりの情報提供、こういったものも進めております。

また、最後、６１番ですけれども、ボランティア活動につきましても、環境美化サポーターの皆さんと連携しながら、花壇の植替えイベントなどを実施しまして、若い世代への参加促進も進めております。

このように、この見直しでは、従来の保全・管理の取組を継続しながら、生物多様性の確保ですとか、公園を活用した地域コミュニティの形成とか、農地活用ですとか、そういったものを強化していきたいと思います。今後も引き続きになりますが、市民の方、事業者の方、関係団体の皆さんと連携しながら、小金井市のみどりを守り、育て、未来へつないでいく取組を進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

小木曽会長　　ありがとうございました。

説明が終わりました。ただいまの説明で何か御質問等ありましたら。

犀川委員　　犀川です。

小木曽会長　　では、犀川先生。

犀川委員　　間違いがありますので。参考資料１の一番上のところです。指定要件というのがあって、武蔵野市のところです。ここじゃないです。武蔵野市のところで間違いがあります。「フジやツルなどの」、「ツル」じゃないです。これは「ツタ」。

小木曽会長　前の資料ですか。

犀川委員　　保全緑地制度近隣及び類似団体比較です。２つありますが、武蔵野市のところが間違えている。小金井市は関係ないのですけど、「フジやツル」とある。また、指定要件の上から４行目辺り、この「はん登性」というのは「登はん性」の間違いなんです。

緑と公園係　はい。

犀川委員　　その前が「はん登性」になっています。これは「登はん性」の間違いで、それから「フジやツル」じゃなくて、「フジやツタ」だ。「ツタ」。ツルなんていう植物はないからね。

犀川委員　　フジやツ「ル」じゃなくて「タ」です。「ツタ」。この２か所間違えていますから、これは恥ずかしいから直しておいてください。

小木曽会長　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。全体を通してでも構いませんが、ほかに何かございますか。森委員。

森委員　　すみません、森でございます。

資料６と資料７で僕もちょっと発言させていただきたいのですが、資料６ですけれども、３つありまして、去年の第２回のときに同じようなものを見せていただいたものは令和６年度のもので、あのときはＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄみたいな評価軸が３つほどあったと思うんですけれども、令和７年度の計画のこの取組状況に関するＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄという評価軸は１本だけだった、もしくは変えたんでしょうか。

別に評価軸は全然変えてもらっても構わないのですが、多分、私は昨年の会でも同じ指摘をした気がしますが、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄのその判断基準がちょっとよく分からない。

例えば、ナンバー１の取組事業内容を見たときに、取組状況のところでは、制度の周知を図ったということしかしていないように読めるのですが、Ｂで計画どおり実施みたいな感じに読めてしまって。これでは計画どおりに実施できたのかどうかというのがちょっとよく分からないと

思うので、この判断基準もやっぱり分かりづらいので見直していただきたいなという、去年と同じ指摘で恐縮です。それが１つ目です。

２つ目が、恐らくこれは令和７年度、昨年度やられたことを記載いただいていると思ういますが、これも細かいところで恐縮です。ナンバー３３という、３枚目にある、緑をつくるのところですが、ここだけ改善事項と今後の取組が空欄になっていて、これは継続するのかやめちゃうのかもちょっとよく分からないので、そこを教えていただきたいというのが２つ目です。

以上が資料６でして、最後は資料７ですけれども、ここも考え方だけ教えていただきたいんですが、一番下の都市計画公園の整備における市民参加実施の割合（実施公園）というのが、全て１００％になっています。これって各年度に括弧書きいただいている公園でもともと実施しようと計画されていて、全ての公園で実施した場合は１００％だよ、という意味でしたっけ。１００％の定義がちょっと分からなかったので、教えていただきたい。

小木曽会長　以上３点、事務局、お願いいたします。

森委員　計画に対する実施判断基準が不明確なので、本当に計画どおり実施ということでよいのかというのがよく分からないです。重複で恐縮なのですけど、ナンバー１で言うと、周知しただけで終わり、ということで、それは計画どおり実施ということなのでしょうか。そうしたら何でもかんでもＢになってしまいますので、判断基準について教えてくださいというのが１点です。

環境政策課長　事務局の小林です。

この実施計画をつくるときも、様々御意見をいただきながら、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評価軸というのは決めてはいるものの、かなり多岐にわたる課にまたがる取組内容で、一律の判断基準ってなかなか難しいだろうという議論は当時もありました。ただ、その事業内容に対して何をやったか、やったものについてはＢにさせていただこうということで整理はさせていただいておりまして、それが足りないのではないかと御指摘いただいた部分については、各課と共有いただきながら、前期の５年間終わった段階で、後期何ができるのかというのを、御意見を踏まえながら、改善できるものは改善していきたいなと思いますので、これが足りないとい

うことであれば、また新たに今年度、取組を考えなければならないと思いました。

森委員　　いえいえ、基準の考え方だけだと思います。せっかくそういうプロジェクトみたいなのをＡとしていただいているものも、基準がないと多分、これがＡですと胸を張って言えないなと思っただけです。ｐｌａｙ　ｈｅｒｅにしてもすばらしい取組だと思いますし、やっぱり計画に対して何をしたらＢなのかという、その基準はちゃんとされたほうがいいのではないかなと思ったので。

恐らく追加資料１という、昨年皆さんと一緒に議論してきたほうにも反映していくことになると思うので、その判断基準のところをちょっと検討いただいて、今後議論できるといいのではないかなというふうに思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

森委員　　それと３３です。

環境政策課長　３３の部分はちょっと漏れている部分もあったのかなと思いますので、担当課のほうに確認しまして、また次回の審議会のほうでちょっとお示しさせていただければなと思います。

森委員　　ありがとうございます。せっかくいい取組だと思いますので、これも引き続き継続していただければいいかと思う。

小木曽会長　あと資料７。

環境政策課長　資料７、都市公園の整備の市民参加実施の割合につきましては、整備を計画した公園が全て意見を反映させていただいた整備ができていれば、１００％という形で整理させていただいております。

森委員　　承知です。分かりました。ありがとうございます。

小木曽会長　ほかにございますか。今日御発言なかった方とか、積極的にどうぞ。馬場さん、何かあります？

馬場委員　　馬場と言います。何かちょっと的外れな質問だったら申し訳ないのですけど、この資料に準じて言えば、先ほど御説明のあった追加資料１のみどりを守るという４の実施内容というところでちょっと書いてある、市の公園とかの木を切ってしまう、切らないというのは、どういう形で決めているんですかというのをお尋ねしたい。

随分前ですが、上水公園のポプラの木をばばばばっと切られたことが

ありました。近隣から苦情があったかどうか分からないですけど。あんなに切らないでもいいのになと個人的にちょっと思ったのですけど、そういうような市の公共の木の切る、切らないというのは、どういう感じで決めていらっしゃるんですか。

緑と公園係長　事務局でございます。市立公園等の樹木管理についてと、ホームページにもそういう掲載をさせていただいて、そこに記載はあるのですけど、やっぱり倒木の危険があるとか、あとは越境ですとか、そういったものから優先的に切るようにしています。

馬場委員　　それは環境政策課の人たちが御相談されて、もうこれは切ろうと、そういうふうに決められているのでしょうか。

緑と公園係長　指定管理委託が入っており、そこからさらに造園会社に委託もしており、ここは危ないなといったところや、越境して近隣に迷惑がかかっているといったところを確認しながら、優先順位をつけてやっています。

馬場委員　　順番としては、危険だということが一番？　いや、何か、全然危険でもないようなところの木も随分切っていると思って。でかい木は切ってしまえばおしまいでしょうけど、そこまででかくするには相当時間がかかるわけじゃないですか。どうも切らないほうがいいなと素人は思って見ているのですが、誰が決めているのかなと思いまして。

緑と公園係長　造園会社に丸投げというわけではなく、見回りして、その話があったら我々も確認しながら進めていっております。市のホームページにも市立公園等の樹木管理についてということを載せております。

全ての木を毎年毎年剪定ということは、なかなか難しいところがございますが、倒木ですとか落枝の危険があるものですとか、そういった危険性があるものを最優先でやっていっています。また、繰り返しになりますが、隣接に越境しているとか、あとは落ち葉で、例えば何か配水管が詰まってしまう、そういった影響が出ているものも優先的にやっています。

馬場委員　　ありがとうございます。あまり納得はしていないですけれども、そういうことなのではないかなと思います。

小木曽会長　　なかなか難しいですよね、感触的に。今のお話じゃないですけど、状況が様々で。

馬場委員　　本当にでかい木を切ってしまうのもったいないじゃないですね、気持

ちとしては。

小木曽会長　私も保存をするような仕事をずっとしていたので、できる限り保存したい。どうやったら保存できるかとずっとやっていたのですけど、どうしてもやむを得なく、虫がついてしまったり、朽ちてしまったり、中が空洞になって等、いろいろありますが、様々な原因があって、気になったことは聞いて納得したらよろしいと思います。

馬場委員　ありがとうございます。

箕輪委員　箕輪さん、どうですか。何かありますか。どうぞ。

箕輪委員　今日のお話で、今本当に気候が変わってきて、浴恩館の美化サポーターをやっていますが、何年か前のすごい台風のときに、アカマツが３本根元から倒れまして。あとサワラが１本。それから、イチョウの頭がぽんと落ちて、本当にたいへんだったので、私はやっぱり一番倒木が怖いです。

先ほども、保存樹木を申請されている方が、自然災害も対象にした賠償保険が欲しいとおっしゃっていたと伺いましたが、それは本当にそうだなと思っています。それで、今まで事故、倒木、そういうことは今までにはなかったのでしょうか。幸いその浴恩館は全部公園内に倒れたので事故は免れましたが、道路を隔てて住宅が立ち並んでいるものですから、少し方向が違っていれば、住宅を壊してしまったのではないかなと思うような高さの樹木でしたので、今までに樹木が倒れて事故が起きたということはなかったのでしょうか。

環境政策課長　事務局の小林です。公園内の樹木ということでしょうか。

箕輪委員　公園内ではなくて保存樹木です。

環境政策課長　令和元年度頃に市内でも多のく倒木があった年と記憶していますが、そのときにはやっぱり民有地の中の保存樹木も倒れてしまったものはありました。ただ、それほど影響がなかったので、大事には至らなかったというところです。

小木曽会長　今なかなか社会問題になっていますから。

箕輪委員　ええ、そうですね。

小木曽会長　慎重に自治体もやらなくちゃいけないし、我々市民がしっかりやらなくちゃいけないですから、難しい問題ですね。

ほかにございませんでしょうか。

松嶋委員　　すみません、昨年も何かちょっと思っていたことなのですけど、保存生け垣で、ブロック塀と縁石がないことというのを去年も言ったと思うのですけど、やっぱり国分寺崖線は坂道なので、どうしても坂道だとブロック塀があって、その上に生け垣がある住宅が結構ありますが、それが保存生け垣としてすごくきれいなのに認められないのはもったいないなというふうに思う。私はこの委員になってこのことを知ったので、坂がある土地に住宅を建てるときには必ずちょっと盛土をして、何かブロック塀というのは必要になるものなので、その上にきれいに生け垣を造成していれば、保存生け垣に指定してもいいのではないかなと前回から思っています。今回同じ意見です。

小木曽会長　　では、それに関して。

犀川委員　　それに関して。坂道の住宅に造ってあるのはブロック塀ではなく擁壁だと思います。その上に生垣が植わっているのではないかと思います。

松嶋委員　　それは保存生垣として認められる。

犀川委員　　認めていいのではないかと思います。ブロック塀がいけないのは、倒壊するからです。小学生が倒れたブロック塀の下敷きになって、ブロック塀をどけたら女の子が１人亡くなっていたなんていう話もある。

松嶋委員　　そのブロック塀でかさ上げしていると。

小木曽会長　　多分ちょっと議論がかみ合っていないようです。

犀川委員　　今、松嶋さんが言ったのはブロック塀ではないと思います。ブロック塀ではなくてもそういったものがありますので。

小木曽会長　　それが４０センチ以上だと駄目だとなっているので、それを多分言われているのかと思います。

松嶋委員　　ブロック塀ではなくてブロックでかさ上げしている。

小木曽会長　　丘陵地なんかだと４０センチ以上で建てざるを得ませんから。

松嶋委員　　４０センチ以上になってしまいます。

小木曽会長　　その上に生け垣があったら、それは指定されるはずですが。

環境政策課長　コンクリートで醸成されたような土地の生け垣も対象になるのかどうかということでしょうか。

松嶋委員　　そういったところの生垣はならないのかという質問です。

小木曽会長　　なっていてもいいのではないかと思います。

環境政策課長　それはなるのではないかという認識です。

小木曽会長　　要は、丘陵地の宅地には必ず擁壁ができますよね。宅地の擁壁が、例えば４０、５０、６０とあった上に生け垣があると、今の規定だと、そこに道路があったとすると、４０センチ以上だから駄目だとなる。松嶋さんは、そういったところは保存生垣にならないのか、とお尋ねになっているということですね。

松嶋委員　　そういう意味です。それが認められているのであればいいです。ただ、この文言だとそうじゃないのかなというふうにちょっと思っただけです。

小木曽会長　　私もさっきの写真でもちょっと危ういところもあるかなと思いました。

環境政策課長　ちょっとこれが分かりづらい表現であれば、ちょっとまた議論させていただければと思います。第２回の審議会は文言の整理をしていただく回になるので、そこでまた御意見いただければと思います。

松嶋委員　　分かりました。

あと、保存生け垣の要件の文章も「１人の所有者等」とか、ちょっと難しい文章で、ぱっと読んで意味が分かりにくいなと感じています。「木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度に一列以上に」と、これはフェンスではよくて、ブロック塀については駄目という意味ですよね。フェンスはオーケーということですよね。分かりました。その辺が文章を読んでいて、ちょっと分かりづらい文章だなと思いました。

小木曽会長　　今の規定は、結構議論して作成しています。図までつくってわかりやすくしていますが、もう少しわかりやすいほうがいいと思います。

松嶋委員　　ちょっと分かりづらいかと思いました。

小木曽会長　　それも含めて１回整理したしたらいいと思います。

環境政策課長　整理という意味でちょっと発言させていただきます。

事務局、小林ですが、規則で定める文言と、市民に対して周知する文言というのは、整理が必要だろうと思っています。これは規則で整理される文言で、周知するときは違う文言でチラシを作らせていただいて、図も使いながら分かりやすく周知させていただいていますので、次回はもう少し分かるようにお示しさせていただければと思います。

松嶋委員　　はい。よろしくお願いします。

小木曽会長　　ちょっと４時過ぎましたが、箕輪さん、何かきっとありますよね。よろしいですか。何かせっかく来られているのに。

箕輪委員　　いえいえ。大丈夫です。

小木曽会長　　大丈夫ですか。

箕輪委員　　はい。ありがとうございます。

小木曽会長　　ほかにないようでしたら、本日の議事は全て終了いたしました。事務局より何かございますか。

環境政策課長　事務局の小林です。本日は様々御意見いただきましてありがとうございます。改善できるところは改善させていただいたり、研究するところは研究させていただいて、次回お示してできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程の御案内だけ、最後にさせていただければと思いますが、次回、第２回の日程ですが、１０月５日、月曜日、午後２時から、会場は同じメタウォーターサステナブルパークこがねいの３階の会議室を予定しております。また、次の日程も決めさせていただいておりまして、３回目の審議会の日程は、１１月１６日、月曜日、午後２時から、また同じ会場、こちらの会場を予定しております。詳細の議題等決まりましたら、また資料等を事前に送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

小木曽会長　　それでは、これをもちまして、小金井市緑地保全対策審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

―― 了 ――